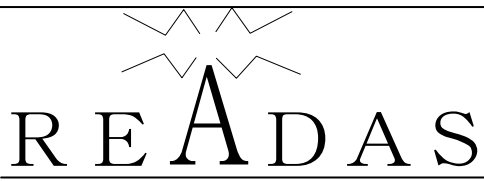


第 4677 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 2月27日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

住宅税制

Q：今年度の税制改正では、住宅税制はどうなりますか？

A：次のようになります。

【解説】

平成25年の税制改正では、次の住宅税制が盛り込まれています。

①住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除

住宅の取得等をして平成26年から平成29年までの間に居住の用に供した場合

イ)一般住宅の場合

- 平成26年1月から3月までに居住した場合は、最高年20万円(10年間で200万円)の控除

- 平成26年4月から平成29年12月までに居住した場合は、最高年40万円(10年間で400万円)の控除

ロ)認定住宅の場合

- 平成26年1月から3月までに居住した場合は、最高年30万円(10年間で300万円)の控除

- 平成26年4月から平成29年12月までに居住した場合は、最高年50万円(10年間で500万円)の控除

②その他

その他、認定長期優良住宅の新築等をした場合や既存住宅に係る特定の改修工事をした場合、既存住宅の耐震改修をした場合、特定の増改築に係る住宅借入金等を有する場合においても、消費税率のアップに伴う調整措置が採られています。

